

浜松市告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、協働センターの使用料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、令和8年浜松市告示第211号は、取り消す。

令和8年5月18日

浜松市長 中野 祐介

受託者の名称及び所在地	委託をする事務の種類 委託した公金事務に係る歳入等	地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び委託をした日
社団 和地地区 コミュニティ協議会 浜松市中央区 和地町6578番地	1 浜松市和地協働センターの使用料の徴収事務 2 浜松市和地協働センターのコピー・印刷機の使用に係る実費の徴収事務	令和8年4月1日
伊佐見地区 コミュニティ協議会 浜松市中央区 大人見町717番地	1 浜松市伊佐見協働センターの使用料の徴収事務 2 浜松市伊佐見協働センターのコピー・印刷機の使用に係る実費の徴収事務	令和8年4月1日
特定非営利活動法人 プラット庄内 浜松市中央区 村櫛町3698番地の2	1 浜松市庄内協働センターの使用料の徴収事務 2 浜松市庄内協働センターのコピー・印刷機の使用に係る実費の徴収事務	令和8年4月1日